

ピア・チューター制度について

京都工芸繊維大学では、修学上の支援が必要と認められた障害のある学生のための支援制度として、2017年度、「ピア・チューター」制度を立ち上げました。

ピア・チューターとは、障害等により修学上の様々な困難を抱える本学学生を、授業や大学生活上においてサポートする本学学生を指します。つまり、学生による学生の支援制度です。

本学には、現在、身体や精神の障害、対人関係、不安、抑うつ等様々な事情により、大学生活になんらかの困難を強く感じている学生（障害学生）がいます。これらの学生に対する支援は、従来は、同じ研究室や課外活動団体等の友人がボランティアとして自主的に支援することや、授業においては、ティーチング・アシスタントを配置してサポートを行ってきた経緯があります。

こういった従来の支援の形も継続しつつ、ピア・チューター制度、つまり一定のトレーニングを受けた学生を大学が雇用して障害学生に対する支援を行う制度を設けました。

また、障害学生自身もピア・チューターとして、障害学生の支援や、支援チームの運営、ピア・チューターの養成といった支援活動に積極的に参加いただきたいと考えています。

ピア・チューターは、大学の規定に基づいて大学との間で雇用契約を結び、業務に従事した時間に応じて給与が支払われます。

また、支援活動を行ったピア・チューターは、学長名の活動証明書の発行を申請することができます。この証明書は、就職活動や奨学金申請等において、大学での支援活動の実績を説明する資料となります。

さらに、ピア・チューターとして正式に登録した学生には、大学が加入している国立大学法人総合損害保険が適用され、支援活動中の万が一の事故に備えています。

なお、ピア・チューターとしての活動に際しては、アクセシビリティ・コミュニケーション支援センターの専門教員がスーパーバイズを行い、円滑な活動をサポートします

ピア・チューターの登録については、別紙募集要項をご覧ください。

ピア・チューター募集要項

1. 募集職名
ピア・チューター
2. 業務内容
障害学生の個別の支援活動（チュータリング業務）、スタッフ活動（アクセシビリティ・コミュニケーション支援センター（A.C.支援センター））の運営補助、支援チームの運営、養成講座の企画補助、学内のバリアフリー調査等
3. 契約形態
雇用契約
4. 勤務時間
支援活動の従事に必要な時間、かつ各自の修学に支障のない範囲（20 時間/週かつ 40 時間/月以内）で、従事者（ピア・チューター）、支援対象障害学生及び A.C.支援センターで協議の上、個別に決定します。
5. 適用就業規則
国立大学法人京都工芸繊維大学短時間勤務非常勤職員就業規則
<https://www.kit.ac.jp/01/prescriptions/act/frame/frame110000078.htm>
6. 採用資格
本学学生（学部生・大学院生）
7. 採用条件
別紙「ピア・チューター応募（登録）申請書」により、予めメンバー登録し、A.C.支援センターが実施するピア・チューター養成講座の受講が必要です。
8. 給与
学部生： 1,000 円/1 時間
院生（修士）： 1,200 円/1 時間
院生（博士）： 1,400 円/1 時間
9. 選考
下記 10. により応募（登録）のあった学生の中から、A.C.支援センターにおいて、希望日時・時間帯、業務内容、応募者と支援対象学生との専門分野等のマッチング等を総合的に勘案のうえ、随時採用を決定します。
10. 応募方法
別紙「ピア・チューター応募（登録）申請書」に、必要事項を記入のうえ、下記担当宛に提出願います。（電子メールの添付ファイル、紙媒体のいずれでも可）
11. その他
 - ・ピア・チューターとして、業務に従事した学生には、学長名の活動証明書を発行し、就職活動や奨学金申請等における大学での支援活動の実績を説明する資料として活用が可能です。（証明書の発行を希望する方は、下記担当に申し出てください。）
 - ・ピア・チューター業務中の事故等には、大学が加入している国立大学法人総合損害保険が適用されます。
 - ・ピア・チューターは、ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）、留学生チューターとは異なる職種となります。
TA、RA 等として勤務する場合は、別途手続きが必要です。

担当（応募先） 学生支援・社会連携課（諸角）

TEL 075-724-7141

E-mail morozumi_hi[at]jim.kit.ac.jp(※[at]を@に変換してください。)